

独立行政法人勤労者退職金共済機構業務方法書 新旧対照表

改正案	現行
独立行政法人勤労者退職金共済機構業務方法書 第 1 条から第 1 5 条まで （略） 第 1 6 条 1 9 9 4 年 4 月 1 5 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）、<u>2 0 1 2 年 3 月 3 0 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）</u>その他の国際約束を実施するため機構の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。 第 1 7 条から第 2 0 条まで （略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 第 1 条 この業務方法書の変更は、改正協定が日本国において効力を生ずる日から施行する。 第 2 条 施行前に行われた告示その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以降に締結される事務に対する改正後の業務方法書第 1 6 条の規定の適用については、なお従前の例による。	独立行政法人勤労者退職金共済機構業務方法書 第 1 条から第 1 5 条まで （略） 第 1 6 条 1 9 9 4 年 4 月 1 5 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）その他の国際約束を実施するため機構の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。 第 1 7 条から第 2 0 条まで （略）